

共濟加入解除申請書

20〇〇 年 〇 月 〇 日

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会会長 宛

記入例

法人名 社会福祉法人 お茶の水福祉会

理事長 山田 花子

印

東京都社会福祉協議会従事者共済会規程を承諾の上、下記のとおり、共済加入の解除を申請します。

施設番号 0 5 6 7 8	<問合せ先> 担当者 佐藤 真理子 電 話 0 3 - 3 2 3 5 - × × × ×
施設・団体名称 ○○保育園	

退会日 (西暦) 2 0 △ △ 年 3 月 末日 月途中の退職の場合、退職前月、退職当月から選択できます。	解除区分 退職 ☒ 脱会 ☐ (どちらかを選択)	*「退職」とは、普通退職のほか、死亡退職、雇用形態の変更、解雇等を含みます。 *「脱会」とは、上記に当てはまらない退会のことで、脱会申請書の添付が必要です。
--	---	---

加入者番号	フリガナ	解除理由	最終掛金納入月
	加入者氏名		
1 2 3 5 0 0	カシワ ユウコ	8	3 月
	柏 優子		

休職中のまま退会する場合、最終掛金納入月は、休職前の最後の掛金納入月を記入

【作成にあたってのご注意】

- 1 油性の黒ボールペン等で記入してください。
- 2 当該加入者が退職した翌月の締切日までに従事者共済会宛にご提出ください。掛金納入期間が12か月以上ある場合は、退職共済金が給付されますので「退職共済金受給申請書」をご提出ください。
- 3 退職後、従事者共済会と契約している施設へ転職される場合、加入期間が途切れなければ、加入期間を通算することができます。その場合は、共済加入解除申請ではなく、法人間転出・転入（転職）の手続きをとってください。
- 4 退職せず、従事者共済会を脱会する場合は、当月での届出が必要です。共済会システムから「解除届」を入力し、出力される「脱会申請書」を当月10日までにご提出ください。脱会には遡及の届出はできませんのでご注意ください。脱会においても、掛金納入期間が12か月以上ある場合は、加入者負担分の掛金累計額のみ給付しますので、「退職共済金受給申請書」をご提出ください。
- 5 原本を従事者共済会に提出し、コピーを施設で保管してください。

解除理由	
1	施設・団体都合
2	病 気
3	結 婚
4	出産・育児
5	転 居
6	転 職
7	そ の 他
8	定年退職
9	死 亡